

常勤・非常勤別介護職員数の推移（実人員）

		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
		介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合
合計	常勤	357,283	65.1%	409,294	61.9%	450,269	59.6%	517,247	58.4%	592,666	59.1%	656,874	58.4%
	非常勤	191,641	34.9%	252,294	38.1%	305,541	40.4%	367,736	41.6%	409,478	40.9%	467,817	41.6%
	総計	548,924	100.0%	661,588	100.0%	755,810	100.0%	884,983	100.0%	1,002,144	100.0%	1,124,691	100.0%
施設	常勤	210,770	89.2%	223,575	88.0%	232,772	87.7%	245,305	87.1%	258,577	86.7%	268,477	85.9%
	非常勤	25,443	10.8%	30,376	12.0%	32,788	12.3%	36,175	12.9%	39,564	13.3%	43,892	14.1%
	計	236,213	100.0%	253,951	100.0%	265,560	100.0%	281,480	100.0%	298,141	100.0%	312,369	100.0%
在宅サービス	常勤	146,513	46.9%	185,719	45.6%	217,497	44.4%	271,942	45.1%	334,089	47.5%	388,397	47.8%
	非常勤	166,198	53.1%	221,918	54.4%	272,753	55.6%	331,561	54.9%	369,914	52.5%	423,925	52.2%
	計	312,711	100.0%	407,637	100.0%	490,250	100.0%	603,503	100.0%	704,003	100.0%	812,322	100.0%

※介護職員数は実人員。

※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者（他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）。

資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

介護労働者の賃金等①

	介護労働者(うち月給者)の賃金等(注1)												事業所の 開設経過 年数
	全体				男				女				
	1か月の 実賃金 (注2)	1か月あ たりの所 定内賃 金 (注3)	年 齢 (注4)	勤続 年数 (注5)	1か月の 実賃金 (注2)	1か月あ たりの所 定内賃 金 (注3)	年 齢 (注4)	勤続 年数 (注5)	1か月の 実賃金 (注2)	1か月あ たりの所 定内賃 金 (注3)	年 齢 (注4)	勤続 年数 (注5)	
平成19年度 介護労働 実態調査	221.2千 円	214.9 千円	40.0歳	3.4年	234.7千 円	225.8 千円	37.0歳	3.0年	217.0 千円	211.1千 円	45.2歳	3.0年	9.0年

(参考)平成18年度介護労働実態調査の結果

平成18年度 介護労働 実態調査	224.2千 円	213.8 千円	38.9歳	5.0年	236.8千 円	226.8 千円	36.9歳	4.3年	220.2 千円	210.0 千円	43.8歳	4.1年	12.3年
------------------------	-------------	-------------	-------	------	-------------	-------------	-------	------	-------------	-------------	-------	------	-------

(注1)【介護労働者】:訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、福祉用具専門相談員の合計。以下同じ。

(注2)【1か月の実賃金】:平成19年9月1か月分として実際に支給された税込み賃金額で残業、休日出勤手当等を含む。以下同じ。

(注3)【1か月あたりの所定内賃金】:1か月に決まって支給される税込み賃金額で、交通費や各種手当も支給額が決まっている場合はこれも含めた金額。

(注4)【年齢】:全体の【年齢】は正社員の平均値。男女の【年齢】は全介護労働者の平均値。

(注5)【勤続年数】:全体の【勤続年数】は正社員の平均値。男女の【勤続年数】は全介護労働者の平均値。また、1年未満の端数は切り捨て。

(出典)平成18・19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

介護労働者の賃金等②

(参考) 平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の結果

	一般労働者の決まって支給する給与額等													
	全体				男					女				
	決まって支給する給与 (注1)	所定内給与額 (注2)	平均年齢	勤続年数	労働者の割合 (注3)	決まって支給する給与 (注1)	所定内給与額 (注2)	平均年齢	勤続年数	労働者の割合 (注3)	決まって支給する給与 (注1)	所定内給与額 (注2)	平均年齢	勤続年数
全産業	330.6 千円	301.1 千円	41.0 歳	11.8 年	68.0%	372.4 千円	336.7 千円	41.9歳	13.3 年	32.0%	241.7 千円	225.2 千円	39.2 歳	8.7 年
福祉施設 介護員	210.7 千円	199.5 千円	36.0 歳	5.1 年	29.5%	225.9 千円	213.6 千円	32.6歳	4.9 年	70.5%	204.4 千円	193.7 千円	37.4 歳	5.2 年
ホーム ヘルパー	213.1 千円	197.7 千円	43.8 歳	4.8 年	17.8%	239.3 千円	214.7 千円	36.7歳	3.5 年	82.2%	207.4 千円	194.0 千円	45.3 歳	5.1 年

(注1)【決まって支給する給与】:労働契約、労働協約或いは事業所の就業規則によって予め定められている支給条件、算定方法によって6月1か月分として支給された現金給与をいい、所定内給与額に超過労働給与額を加えたものである。

(注2)【所定内給与額】:所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月1か月分として支給された現金給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額([1]時間外勤務手当、[2]深夜勤務手当、[3]休日出勤手当、[4]宿日直手当、[5]交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

(注3) 全産業、福祉施設介護員、ホームヘルパー毎の、男・女の割合。

(出典)平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

介護職員及び訪問介護員の賃金等

※ 平成19年度介護労働実態調査のデータを基に老健局老人保健課が算出した。

- 介護職員は、正社員が多い(58.3%)が、訪問介護員は非正社員が多い(83.6%)。
- 女性の介護職員及び訪問介護員は、男性と比較して、年齢は高く、勤続年数も長いものの、1か月の実賃金は低い。

		介護職員及び訪問介護員の賃金等											
		全体				男				女			
		客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)	客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)	客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)
介護職員 (注1)	正社員 (注2)	8,568人 [58.3%]	208.6 千円	36.5歳	3.3年	2,492人 (29.1%)	219.2 千円	32.6歳	3.1年	6,076人 (70.9%)	204.0 千円	38.1歳	3.4年
	非正社員 (注2)	6,129人 [41.7%]	115.4 千円	44.1歳	2.1年	705人 (11.5%)	143.4 千円	37.8歳	1.8年	5,424人 (88.5%)	111.9 千円	45.0歳	2.2年
訪問介護員 (注1)	正社員 (注2)	1,571人 [16.4%]	182.3 千円	44.5歳	3.3年	354人 (22.5%)	193.3 千円	42.9歳	2.8年	1,217人 (77.5%)	179.2 千円	45.0歳	3.4年
	非正社員 (注2)	8,013人 [83.6%]	75.4 千円	50.9歳	3.1年	271人 (3.4%)	99.0 千円	46.3歳	2.3年	7,742人 (96.6%)	74.6 千円	51.1歳	3.2年

(注1) 本調査で「介護労働者」とは、訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、福祉用具専門相談員の合計をいう。

上記「介護労働者」のうち、「訪問介護員」は介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。以下同じ。

上記「介護労働者」のうち「介護職員」は、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。以下同じ。

(注2) 「正社員」とは、本調査では雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいう。以下同じ。

「非正社員」とは、本調査では正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)をいう。以下同じ。

(注3) []は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員・非正社員の割合。()は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員、非正社員毎の男・女の割合。

(注4)【勤続年数】:1年未満の端数は切捨て。

離職率の状況

	離職率		
	かっこ内は、平成18年度雇用動向調査及び平成18年度介護労働実態調査の離職率		
	全体	正社員	非正社員
全産業(注1)	(16.2%)	(13.1%)	(26.3%)
介護職員(注2)	21.6%(20.3%)	20.4%(21.7%)	32.7%(27.3%)
訪問介護員(注2)		18.2%(19.6%)	16.6%(14.0%)

(注1)・全産業の出典は、「平成18年度雇用動向調査結果(厚生労働省)」

・全産業の離職率については、以下の算式で算出している。

$$\text{離職率} = \frac{\text{平成18年1月から12月の期間中の離職者数}}{\text{平成18年1月1日現在の常用労働者数}} \times 100$$

・全産業については、「全体」は「常用労働者」、「正社員」は「一般労働者」、「非正社員」は「パートタイム労働者」を指す。

(注2)・介護職員及び訪問介護員の出典は、「平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)」

・介護労働実態調査の離職率については、以下の式で算出している。

$$\text{離職率} = \frac{\text{平成18年10月1日から平成19年9月30日までの離職者数}}{\text{回答のあった事業所の平成18年9月30日の在籍者数}} \times 100$$

(出典)平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

離職率階級別に見た事業所の割合

○ 離職率の分布には、離職率が「10%未満」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。

	調査事業所数	離職率階級					
		10%未満	10%～ 15%未満	15%～ 20%未満	20%～25% 未満	25%～30% 未満	30%以上
2職種合計	3,367	37.5	10.4	7.7	8.3	7.1	28.9
介護職員計	2,235	36.6	8.9	7.3	7.4	7.1	32.7
訪問介護員計	1,705	44.9	11.2	7.0	8.4	6.9	21.6

(注) 2職種合計: 介護職員、訪問介護員の両者またはいずれかのいる事業所における介護職員、訪問介護員を合計した離職率。

(出典) 平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

介護事業の経営や介護労働者の処遇に 影響を与えると考えられる要因

(介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム報告より)

① 介護報酬の水準

→ 労働者の専門性等に係る評価は適正か。人件費等の地域差を適正に反映しているか 等。

② 介護サービス事業に係る基準や規制の在り方

→ 事業者の経営努力や事業展開の妨げになっていないか 等。

③ 介護保険サービスの在り方とその範囲

→ 社会保険である介護保険が担うべき範囲のサービスか。

④ 介護事業市場の状況

→ 競争が激化しているのではないか 等。

⑤ 介護サービス事業のマネジメント

→ 収益を労働者の賃金に適切に分配できるような事業運営モデルになっているか 等。

⑥ 人事労務管理の在り方

→ 労働者の就業形態や介護能力に応じた職員配置は適正か 等。

⑦ 介護労働者市場や他の労働市場の状況

→ 好況経済下で労働市場全体が逼迫し、介護労働者のなり手が減っているのではないか 等。

⑧ 介護サービス提供以外の事務負担

→ 事務が煩雑であるため、介護サービスの効率的な提供の妨げになっているのではないか。

介護従事者の処遇の向上を図るための今後の対応について

1. 介護従事者等の実態の把握

- ①介護事業経営概況調査(事業所経営の実態を調査)約4,800事業所 平成19年10月実施
- ②介護事業経営実態調査(事業所経営の実態を調査)約23,800事業所 平成20年4月実施
- ③介護労働実態調査(介護労働者の実態を調査。(財)介護労働安定センター実施。)

2 平成21年介護報酬改定に向けた検討

1. で把握した介護従事者の実態や事業所の経営等を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会において十分な御議論をいただき、適切な報酬設定を行う。

3 介護報酬改定以外での対応

介護報酬の改定以外にも、介護従事者の処遇の向上のためにどのような措置が取り得るか、幅広く検討を行う。

(参考)「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(抄)

「第3 人材確保の方策」の「1 労働環境の整備の推進等」中「②介護報酬等の設定」

ア 給与、物価等の経済動向や地域間の給与の格差等を勘案しつつ、従事者の給与等の水準や事業収入の従事者の給与等への分配状況を含め、経営実態や従事者の労働実態を把握すること等を通じて、国民の負担している保険料等の水準にも留意しながら、適切な水準の介護報酬等を設定すること。(国、地方公共団体)

イ キャリアと能力に見合う給与体系の構築等の観点から、介護福祉士や社会福祉士等の専門性の高い人材を配置した場合の介護報酬等による評価の在り方について検討を行うこと。(国、地方公共団体)

地域ケア体制整備構想について

1. 高齢化の更なる進展

人口構造の変化： 団塊の世代が高齢者に

世帯構造の変化： 高齢一人暮らし・夫婦のみ
世帯の増加

地域差： ・首都圏を始めとした都市部での高齢化のインパクト
・既に高齢化の進んでいる地域での過疎化の更なる進行
・所得構造の違い

2. 療養病床の再編成

- ・高齢者の状態に即した適切なサービスの提供
- ・高齢者が増加する中での国民負担の効率化
- ・医師・看護職員など専門職の効率的活用

療養病床の再編成

留意点：

地域の状況に応じた地域ごとの対応
再編成により不安を抱える住民や医療機関への将来像の提示
療養病床再編成に関する関係3計画の整合性

地域の将来的なニーズや在宅資源の状況を踏まえて、高齢者の状態に即した適切なサービスを、効率的に提供する体制づくりを各地域で進めることが必要

都道府県ごとに地域ケア体制整備構想を策定

構想が目指す地域ケア体制

目標

医療や介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で療養したい、介護を受けたいと希望する高齢者の意向が最大限尊重できる体制の構築

高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制整備

介護サービス

施設サービス

在宅サービス

※予防の重視、認知症ケアへの対応

多彩な見守りサービス

- ・安否確認
- ・緊急時の対応
- ・生活相談
- ・配食サービス など

- ・住まい
- ・住宅改修
- ・高齢者向け住まい
- ・住み替え など

※多様なサービスの提供
※住宅政策との連携

地域ケア体制

必要なサービスの確保と質の向上
各サービスとの連携の確保

在宅医療

- ・往診(在宅療養支援診療所など)
- ・訪問看護
- ・訪問リハ など

※在宅医療を担う医療機関や訪問看護の体制整備

※医療機関と介護支援事業者との連携強化

地域ケア体制整備構想の基本的構成

I. 地域ケア体制の在り方及び療養病床の再編成に関する基本方針

II. 地域ケア体制整備構想策定に当たっての関係計画との調和

- 医療計画: 居宅等の医療の確保、基準病床数の算定
- 医療費適正化計画: 療養病床の病床数に関する数値目標
- 介護保険事業支援計画 第3期(H18~20)、第4期(H21~23)計画との整合性

III. 地域ケア体制の将来像

- H47年に向けた介護サービス、見守りサービス等の需要等の10年ごとの将来見通しを試算 ← 長期ワークシート

- 試算を踏まえて課題および対応方を整理

- 30年後の高齢者の生活を支える提供体制等の望ましい将来像 → 都道府県住生活基本計画に反映
- 将来像の実現に向けて必要な施策
- 関係機関の役割

IV. 平成23年度までの各年度の介護サービス等の必要量の見込み及びその確保方策

- H23年度までの各年度の介護サービス等の必要量を見込み ← 短期ワークシート

- ・施設・居宅系サービス
- ・在宅サービス

第3期計画でのサービス見込み量

直近の給付実績

療養病床転換推進計画による見込み

- ・見守りサービス 見守りに配慮した住まい
→ 都道府県住生活基本計画との整合性

- H23年度までの介護サービス等の必要量を確保するための方策

V. 療養病床の転換の推進

- 療養病床を巡る現状と課題

- 療養病床転換推進計画

- ・H19~23年度までの療養病床の転換過程を示す
- ・次の2点を前提

- ①医療費適正化計画に定めるH24年度末の療養病床数の目標達成
- ②介護療養病床についてはH23年度末までに転換を円滑に終了

- 療養病床の転換への支援措置

- ・都道府県の役割
- ・相談体制の構築
- ・都道府県の支援措置

訪問看護ステーション数及び従事者数の年次推移

○訪問看護事業所数 → 事業所数は漸増傾向が続き、うち8割は24時間体制。

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
4,730 (70.8%)	4,825 (73.5%)	4,991 (75.2%)	5,091 (77.1%)	5,224 (77.7%)	5,309 (78.6%)	5,480 ※速報値

※ ()内は、緊急時訪問看護加算の届け出事業所の割合

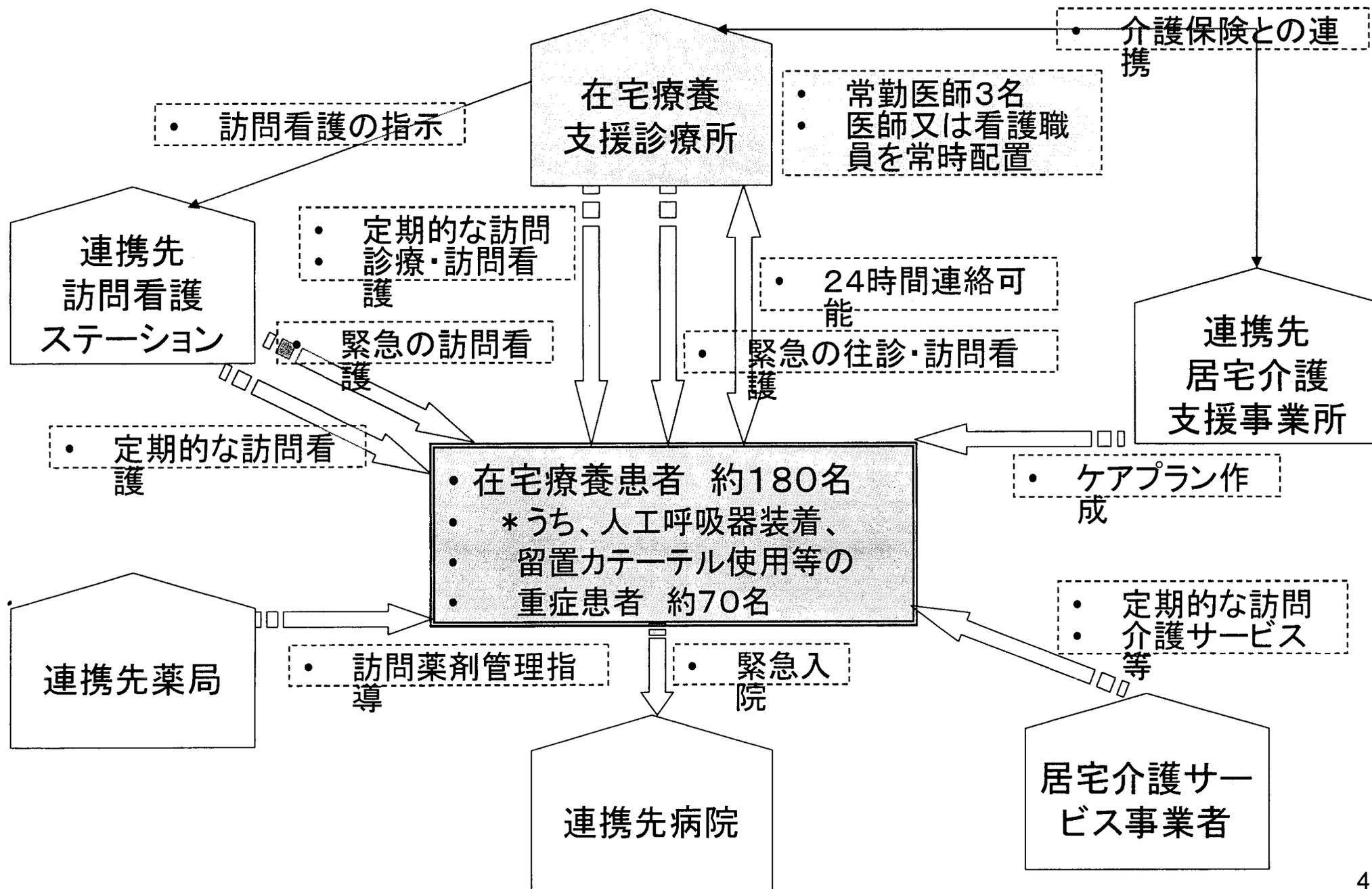
※ 緊急時訪問看護加算…訪問看護ステーションが利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急訪問を必要に応じて行うことを評価するもの。

○訪問看護従事者数 → 職員一人当たりの延べ利用者数は若干増加する傾向。

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
1事業所当たり 常勤換算従事者数	4.5	4.6	4.8	4.9	5.0
1事業所当たり常勤換 算看護職員数	4.0	4.2	4.2	4.2	4.2
9月中の常勤換算看護 職員1人当たり延利用 者数	57.4	61.6	67.6	67.8	69.1
(訪問看護利用者数)	22.1万人	24.5万人	26.3万人	27.5万人	28.0万人

・「在宅療養支援診療所」のイメージ

・（仙台市内で看取りまで含めた在宅医療を行っている診療所の例）



- (参考) [「在宅療養支援診療所」の要件]
- 地域における患者の在宅療養の提供に主たる責任を有するものであり、患者からの連絡を一元的に当該診療所で受けるとともに、患者の診療情報を集約する等の機能を果たす必要がある。
- ○ 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員(「連絡担当者」)をあらかじめ指定するとともに、連絡担当者及び連絡担当者と直接連絡がとれる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等について、事前に患者又はその看護を行う家族に対して説明の上、文書により提供し、診療録にその写しを添付すること。
- ○ 当該診療所において、又は別の保険医療機関の保険医との連携により、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供し診療録に添付すること。
- ○ 当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションの看護師等との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供し、診療録にその写しを添付すること。
- ○ 当該診療所において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方社会保険事務局長に届け出ていること。
- ○ 他の保険医療機関又は訪問看護ステーションと連携する場合には、連携する保険医療機関又は訪問看護ステーション(「連携保険医療機関等」)において緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、当該患者の病状、治療計画、直近の診療内容等緊急の対応に必要な診療情報を連携保険医療機関等に文書(電子媒体を含む。)により随時提供し、当該提供した診療情報の写しを当該患者の診療録に添付すること。
- ○ 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ○ 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。
- ○ 年に1回、在宅看取り数等を地方社会保険事務局長に報告していること。